

徳島市における被害者の自立支援について

R6.4.1現在

被害者等に係る情報の保護

DV被害者を保護するため、被害者からの申出により、加害者住民基本台帳を閲覧したり、住民票や戸籍の附票の写しの交付について制限することができます。詳しくは、住民課にご相談ください。

住民課 作成係 ☎ 088-621-5140

就労等経済的支援

加害者から離れて、自立した生活をしていくための就労等経済的な支援について、次のようなものがあります。各担当部署へご相談ください。

- ◆ 様々な事情で生活に困っている世帯の最低生活を保障する「生活保護制度」があります。申請手続き等、詳細については、ご相談ください。

生活福祉第一課 ☎ 088-621-5181
生活福祉第二課 ☎ 088-621-5188

子育て世帯向け

- ◆ 「児童手当」及び「児童扶養手当」の受給手続き等、ご相談ください。

子育て支援課 ☎ 088-621-5194

- ◆ 「ひとり親家庭養育費確保支援事業」や「母子父子寡婦福祉資金貸付金制度」のほか、就業に関する支援があります。母子・父子自立支援員がお話を伺いますので、ご相談ください。

こども家庭センター ☎ 088-621-5122

健康保険・年金等について

加害者の扶養に入っていた方は、扶養から外れることや、配偶者とは別世帯として国民健康保険に加入することができます。詳しくは、保険年金課にご相談ください。

保険年金課 国保係 ☎ 088-621-5157

徳島市の相談窓口はこちら！

【どなたでも】 男女共同参画センター 「女(ひと)と男(ひと)生き方相談」	TEL:088-624-2613 【相談時間】月、水～土 10:00～17:00
【高齢者世帯の方】 健康長寿課	TEL:088-621-5574 【相談時間】月～金 8:30～17:00
【子育て世帯の方】 こども家庭センター	TEL:088-621-5122 【相談時間】月～金 8:30～17:00

